

計画相談の流れ

①申請

- ・利用者は、市にサービス利用（新規・追加・更新）の申請をする。

障害支援区分認定調査

障害支援区分認定

②契約

- ・利用者は、市からサービス利用計画案の提出依頼書を受け取り、指定特定相談支援事業者を選び利用契約を交わす。

③計画案作成

- ・契約した事業所に利用計画案を作成してもらう。
- ・利用者は、その計画案を他の必要な書類と一緒に市に提出する。

④支給決定

- ・利用計画案を参考に、市が支給決定をする。
- ・支給決定の内容が書かれた受給者証が発行される。

サービス 担当者会議

- ・利用計画案に基づき、支援内容や今後の支援の方向性を確認し、サービス提供事業所の調整を行う。
- ・本人、家族の参加もできる。

⑤計画作成

- ・支給決定の内容に基づいて、相談支援事業所が利用計画を作成する。
- ・利用者は、その利用計画を市に提出する。

⑥サービス利用開始

- ・利用者は、サービス提供事業所と利用契約を交わし、サービスを利用する。

⑦モニタリング

- ・受給者証にあるモニタリング期間に合わせて、相談支援事業所が定期的に計画の見直しをする。